

「四国中央市マイナポイント利用環境整備業務」

企画提案実施要領

令和元年 11 月

四国中央市

「四国中央市マイナポイント利用環境整備業務」 企画提案実施要領

1 目的

本実施要領は、令和2年度、国がマイナポイントを活用した消費活性化策を実施することに伴い、四国中央市において、事業の実施に向けて必要となるマイナポイントの利用環境の整備を促進するにあたり、業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

四国中央市マイナポイント利用環境整備業務

(2) 業務内容

業務の目的、仕様等については、別紙「四国中央市マイナポイント利用環境整備業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 選定方式

参加資格要件の確認により第1次審査を事務局にて書類審査後、第2次審査として企画提案書等の書類提出を求め、四国中央市マイナポイント利用環境整備業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉者として選定する公募型プロポーザル方式とする。

4 主催者及び事務局

(1) 主催者

四国中央市長 篠原 実

(2) 事務局

四国中央市 政策部 政策推進課 政策推進係

〒799-0497

愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話：0896-28-6005 / FAX：0896-28-6057

Eメール：seisaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

5 提案者に求められる参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和元・2年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託））を提出している者又は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加

表明書の提出期限の前日までに提出する者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 仕様書等の内容を熟読し、業務内容等を十分理解したうえで、本企画提案に参加できること。

6 参加資格要件確認基準日

市が参加表明書を受理した日から、提案者と業務委託契約を締結するまでの間とする。

7 選定スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	時 期
公募期間（企画提案実施要領等のホームページ掲載）	令和元年 11 月 27 日（水）から 12 月 6 日（金）
参加表明・企画提案書等に係る質問書の提出期限	令和元年 12 月 3 日（火）17 時必着
参加表明・企画提案書等に係る質問書の回答期限日	令和元年 12 月 4 日（水）
参加表明書等（第 1 次審査）の提出期限	令和元年 12 月 6 日（金）17 時必着
参加資格審査結果・参加確認書送付	令和元年 12 月 9 日（月）
企画提案書等（第 2 次審査）の提出期限	令和元年 12 月 12 日（木）17 時必着
第 2 次審査（プレゼンテーション）の実施日	令和元年 12 月 17 日（火）
第 2 次審査結果通知日	令和元年 12 月下旬予定
契約締結日	令和元年 12 月下旬予定

8 参加表明・企画提案書に係る質疑

本企画提案の内容に関する質疑の方法は、メールのみとする。

その際は、質問書（様式 1）を利用すること。

(1) 提出期限

令和元年 12 月 3 日（火）17 時

(2) 回答方法及び公表

回答は、質問のあった個別の会社にEメールで回答する。また、全ての質問に対して令和元年12月4日(水)に、市公式ホームページにて公表する。なお候補者選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

9 参加表明書等(第1次審査)の書類提出

(1) 提出期限

令和元年12月6日(金)17時必着(提出が遅れた場合は参加を認めない。)

(2) 提出先

「4. 主催者及び事務局(2)」における事務局

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

書留郵送又は持参

下記(5)の提出書類を一つの封筒に入れて提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「四国中央市マイナポイント利用環境整備業務参加表明書等」と記載すること。

(5) 提出書類

以下の様式等については、別紙「様式集」を利用すること。なお、様式については、市公式ホームページに掲載するので、各提案者はダウンロードし、必要事項を記入して提出すること。

①参加表明書 (様式3)

②資格事項確認書(様式4)

10 第1次審査結果の通知

(1) 通知日

令和元年12月9日(月)

(2) 通知方法

審査結果は、参加表明者に対して、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に審査結果通知書をメールにて送信する。なお、審査通過者には、下記の事項を併せて通知する。

①企画提案書で使用する提案者記号(例:○社、△社、□社、…等)

提案者記号については、事務局が決定する。また、参加表明者が1者であっても、参加資格を有するものであればプロポーザルを実施する。

②第2次審査の日程

11 企画提案書等(第2次審査)の書類提出

(1) 企画提案書・価格提案書の提出期限

令和元年12月12日(木)17時必着(提出が遅れた場合は参加を認めない。)

(2) 提出先

「4. 主催者及び事務局(2)」における事務局

(3) 提出部数

①企画提案書

紙媒体	8部
電子媒体(CD-R又はDVD-R)	1部

②企画提案誓約書(様式6) 1部

③価格提案書(様式7) 1部

(4) 提出方法

書留郵送又は持参

※価格提案書は封入封緘すること。封入封緘方法については、様式集を参照のこと。

(5) 提出書類

①企画提案書 (任意様式)

別紙「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。なお、提案書の各書類には、提案者の氏名等を表記せず、当市が指定する標記(例:○社、△社、□社、…等)を使用すること。また、電子媒体(CD-R又はDVD-R)も併せて提出すること。

②企画提案誓約書 (様式6)

③価格提案書(※代表者印を押印したもの) (様式7)

※価格提案書には、価格提案に関する明細書を添付すること。様式は任意とするが、項目、数量、単価、諸経費等を分類し記載すること。

12 第2次審査結果の通知

(1) 審査結果

令和元年12月下旬予定

第2次審査参加者全員に、郵送にて通知する。

13 予定価格(提案上限額)

公告のとおりとする。

14 受注者の選定について

(1) 基本的な考え方

(ア) 受注者の選定については、プレゼンテーション審査等の評価を基に、本業務の内容に最も適すると認められる者を選定することとする。なお、参加表明書の提出が1者のみであっても審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とする。

(イ) 提出書類等は、本業務を受注する者を選定するための資料であり、そこに盛り込まれた内容全てが実際の契約条件になるとは限らない。本業務を進めるにあたり、発注者と受注者の協議により提案の内容を変更することがある。

(ウ) 発注者は、委員会において選定された優先交渉者と業務委託契約の締結交渉を行う。
なお、優先交渉権者の提出した価格提案書の金額を超える金額での契約はしない。また、この契約の締結交渉に参加した者が辞退した場合、次点交渉権者と業務委託契約の締結交渉を行う。発注者は交渉が成立した者を受注者とする。

(2) 選定方法

(ア) 第1次審査（書類審査による評価の実施）

参加表明書等の提出書類の記載内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。

(イ) 第2次審査の実施

企画提案書に基づき、提案者のプレゼンテーションを受け、選定委員が審査を行うものとする。審査は、提案者名を公表せず、以下のとおり行うことを予定している。

○プレゼンテーションは、1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は30分程度とする。

（1者につき説明20分以内、質疑10分程度）

○提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。この場合、パソコンは提案者が用意し、プロジェクター、スクリーンコード類は市が用意するものとする。

(ウ) 実施の順番は、当市における責任抽選により決定するものとする。（抽選結果については、企画提案書の書類提出期限以降にメールにて通知する。）

(エ) 開始時間、会場等詳細は、別途連絡する。

(3) 選定基準

受注者の決定にあたっては、「企画提案書評価点」・「価格評価点」を合計して得た数値の最も高い者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。同点の者があった場合は、評価項目の業務遂行能力と企画提案内容を合計して得た数値の高い者を上位とし、それでも選定できないときは価格評価点が高い者を上位とする。

(ア) 企画提案書評価点（300点）

企画提案書等の審査は、二次審査の内容を踏まえた上で、「企画提案書作成要領（別紙）企画提案選定基準表」をもとに企画提案書評価点を採点する。

(イ) 価格評価点（300点）

価格評価点は、次に示す計算式に基づき算出するものとする。

価格評価点 = $(1 - \text{提案価格} / \text{提案上限額}) \times 300 \text{点}$

小数点第1位以下四捨五入とする。

(4) 業務委託契約

(ア) 契約形態

交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

(イ) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

(ウ) 費用の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後とする。

(エ) 契約保証金等

四国中央市契約規則（平成 16 年四国中央市規則第 50 号）第 43 条に基づき請負金額の 100 分の 10 以上の納付もしくは第 44 条に定める担保の提供を求めるものとする。

(オ) その他

交渉権者の決定後、契約の締結までの間において、交渉権者が「5.提案者に求められる参加資格要件」で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

15 企画提案者の失格要件

- (1) 本要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- (2) 参加表明者以外の者が行った提案
- (3) 提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
- (4) 提出書類の作成要領及び提出方法、提出期限等に適合しない場合
- (5) 提案価格が提案上限額を超える場合
- (6) 他社の提出図書を盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- (7) 複数の企画提案書を提出した場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、委員会が不適格と認めた場合

16 その他の留意事項

- (1) 本企画提案等に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書提出後、やむなく辞退を希望する場合は速やかに参加辞退届（様式 8）を提出すること。
- (3) 提出書類の様式については、別紙「様式集」のとおりとする。
- (4) 提出書類は、日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (5) 企画提案書等の提出された書類に関して事務局より電話での問い合わせ、追加資料等の提出を求められた場合は、速やかに回答すること。
- (6) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は基本的に認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正についてはこの限りではない。
- (7) 企画提案書はそれ自体で完結したものとすること。よって専門用語等については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとすること。審査を担当する職員が理解できない内容については、採点されない場合があることに留意すること。
- (8) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例（平成 16 年条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 価格提案書の開封は、第 2 次審査の最終提案者がプレゼンテーションを実施後、同会場にて開封を行う。提案者は最低 1 名立会うものとする。なお、開封作業等については、委

員会事務局にて行い、第2次審査日の最終審査実施後を予定している。

(10) この実施要領に定めのない事項については、四国中央市契約規則に定めるところによる。